

Ⅲ 申請後の注意事項

1. 変更届について

(1) 申請後、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに必要な書類を添えて、指名競争入札参加資格者変更届 **(組合独自様式・様式第15号)** を提出してください。

①建設工事 及び 設計・調査・測量

	変更事項	添付書類	備考
ア	商号又は名称・所在地	商業登記簿謄本の写し	
	代表者	商業登記簿謄本の写し 委任状（代理人を置く場合のみ）	
	電話番号	変更届のみ	
	資本金	商業登記簿謄本の写し	
イ	代理人（新設を含む）	委任状	
	代理人を置く営業所の名称	委任状	
	代理人を置く営業所の所在地	委任状	
	代理人の役職	委任状	
	代理人の電話番号	変更届のみ	
ウ	建設業許可業種及び区分	許可通知書又は証明書の写し	建設工事のみ
	許可の取消	許可取消通知書の写し	建設工事のみ
	許可の失効	変更届のみ	建設工事のみ

②物品・その他

	変更事項	添付書類	備考
ア	商号又は名称	商業登記簿謄本の写し	法人
	商号	許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は不要。この場合は変更届のみ）。	個人

イ	本店・主たる営業所の所在地	商業登記簿謄本の写し 許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は不要。この場合は変更届のみ）	法人
	住所・主たる営業所の所在地	住民票の写し 許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は不要。この場合は変更届のみ）	個人
ウ	代表者	商業登記簿謄本の写し 委任状（代理人を置く場合のみ）	法人
	代表者の改名		
	事業主の改名	住民票の写し	個人
エ	本店・主たる営業所の電話番号・FAX番号	変更届のみ	
オ	代理人	委任状	
	代理人の改名	住民票	
カ	代理人の役職名	委任状	
キ	代理人を置く営業所の所在地		

(2) 変更届提出時の注意事項

- ① **書類は、A4サイズ**に縮小拡大複写するか、A4の紙にそのまま貼付して作成してください。
- ② 必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- ③ 資本金の変更、代表者印及び代理人使用印の変更、許可（登録）の更新は、届出の必要はありません。
- ④ 変更届は、代表者名で作成してください。代理人名では不可とします。
- ⑤ 提出部数は1部です。
- ⑥ オ（改名の場合を除く。）、カについては、変更日をさかのぼることはできません。（変更年月日は、変更届の受理日以降の日としてください。）
なお、人事異動等のために代理人関係の変更が生じる場合は、あらかじめ届出をすることもできます。
- ⑦ **変更届は郵送でも受け付けます。**また、控えを希望する方は、お返ししますので、返信先を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

- (3) 申請後、次に掲げる事項に該当するときは、直ちに届け出てください。
- ① 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
 - ② 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
 - ③ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき

2. 参加資格の承継について

合併、相続、営業譲渡又は個人業者の法人化若しくは事業主変更により、競争入札参加資格審査を申請した者から営業の一切を継承し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、営業の一切を継承したら速やかに、指名競争入札参加資格承継申請書（**組合独自様式・様式第16号**）に関係書類を添えて申請してください。

3. 参加資格の抹消について

- (1) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。
- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 談合・独占禁止法違反行為により、逮捕又は起訴、若しくは公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、きわめて悪質であると管理者が認めたとき
 - ③ 金融機関から取引を停止されたとき
 - ④ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき
- (2) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者を当該業務について入札参加資格者名簿から抹消します。
- ① 入札参加資格者名簿に登載されている業務又は業種についての営業を廃止したとき
 - ② 入札参加資格者名簿からの抹消について申し出があったとき。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消することがあります。
- ① 変更届を必要とする事項についての届け出を怠ったとき
 - ② 資格審査申請書、変更届、承継申請書又はそれぞれの添付書類に虚偽の記載をしたとき
 - ③ 営業停止命令、営業の休止又は再開となったことについての届出を怠ったとき